

生産物分類の検討状況

1 概要

総務省政策統括官室は、生産物分類策定のため、2017年5月から「生産物分類策定研究会」（座長：宮川幸三立正大学経済学部教授）を、ほぼ毎月開催（資料・議事概要は公表）している。現状、各分野の検討が一巡し、現在、これまでに明らかになった各分野共通的な課題を検討しているところ。

2 検討内容

(1) 分類設定の「基本的な考え方」や作業の進め方を決定（第5回研究会まで）

＜生産物分類策定の基本的な考え方（概要）＞

○策定の目的

GDP統計の精度向上を図るための産業連関表のSUT体系への移行に向けた基盤整備として、SUT体系の部門概念と整合的かつSUT作成に使用する各種基礎統計における生産物の定義を統一化するための生産物分類を提供すること

○生産物の範囲

経済活動における生産の成果として産出される財及びサービスであり、国内又は国際的な取引の対象となり得るすべてのもの及びストックに組み入れることができるすべてのもの

○分類基準

・主に用途の類似性に着目して分類。具体的に以下の観点に着目

①生産物の需要先・・・需要先が異なることがほぼ特定できる場合は、別の生産物として分類することを検討

②生産物の代替性・・・代替性が高いものは同一の分類、代替性が低いものは別の分類とすることを検討

・上記のほか、生産物の特性の違いや国際比較可能性についても考慮

○基礎統計における報告可能性への配慮

企業や関係業界団体等へのヒアリングやアンケート調査を通じて、企業及び事業所における統計調査での報告可能性等について把握しつつ検討

○分類構成

最下層の分類項目数は、SUTにおける生産額推計の基礎となる項目数を確保できる程度の粒度

○他の統計分類との関係

日本標準産業分類との対応表や中央生産物分類（CPC）及び商品の名称及び分類についての統一システム（HS）との対応表を作成予定

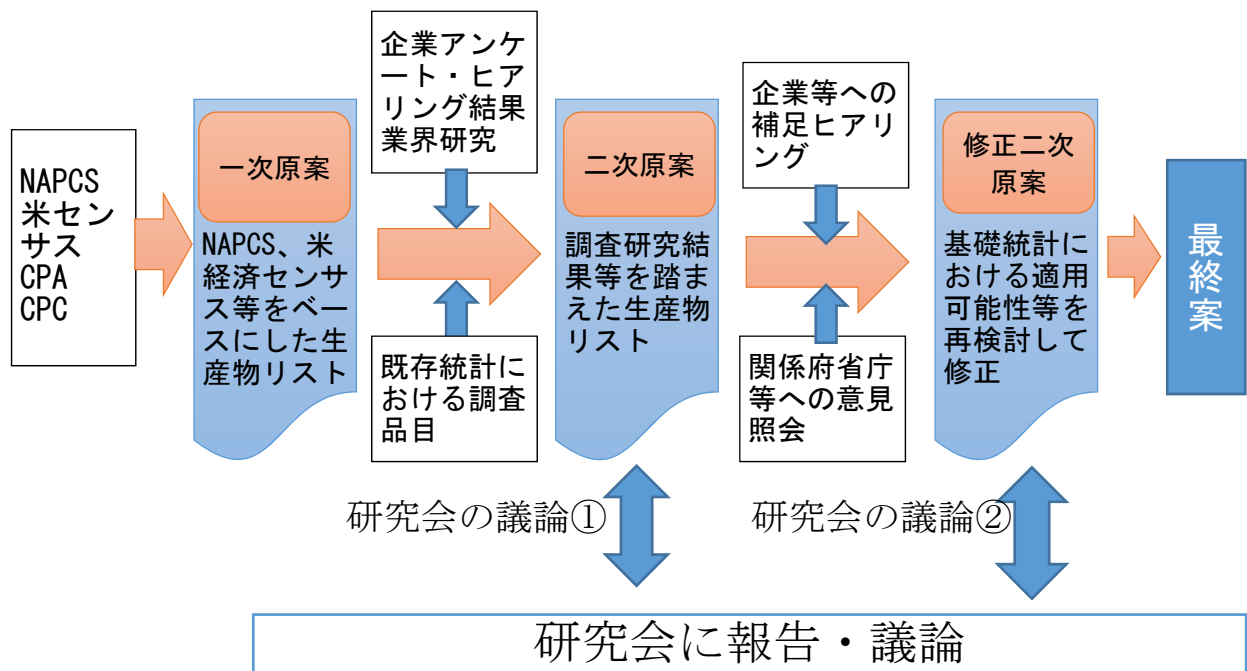
(2) 各分野の検討（第6回研究会以降）

ア 分類案の検討の流れ

- ・最も粒度が細かい「最下層分類」（仮称）とその上位の「統合分類」（仮称）の2階層について検討（さらに上位の分類構成については、今後検討を進める予定）

- ・ 北米生産物分類システム（NAPCS）、欧州共同体活動別生産物分類（CPA）及びCPCを参考に、産業大分類ごとに、該当する企業・事業所が産出する生産物を検討し、分類案を策定
- ・ 策定に際しては、企業や関係業界団体等へのヒアリングやアンケート調査を実施
- ・ 産業大分類ごとに、2回（以上）の研究会における議論を経て最終案を決定

図1 分類案検討の流れ（フロー図）



<企業アンケート・ヒアリングの概要>

2016 及び 2017 年度において、「生産物分類の構築に関する調査研究」（民間委託）を実施。この中で、日本標準産業分類の大分類 F～R（I 卸売業，小売業を除く）に属する企業に対して、産出する生産物にかかる売上高等をどのような区分で管理しているかについてアンケート調査及びヒアリング調査を実施

（アンケート調査）

対象企業数：5,243 社（うち回収数 2,661、回答率 50.8%）

（ヒアリング調査）

対象企業数：34 社

なお、調査研究とは別に、企業及び関係業界団体等へ訪問及び電話によるヒアリングを実施（約 70 社・団体）

イ 検討の中で明らかになったこと

- 事業者向けの生産物と一般消費者向けの生産物

分類基準の一つとして、生産物の需要先に着目し、特に中間消費となる事業者向けと最終消費となる一般消費者向けの生産物への区分可能性について検討。し

かし、検討過程で、需要先が区分できるとしても、生産物としての用途やサービスの質に必ずしも違いがないケースがあることもわかった（例：事業者向けの自動車整備サービスと一般消費者向けの自動車整備サービス）

⇒ これを踏まえ、生産物分類における事業者向けと一般消費者向けの区分については、以下の方針に基づき整理することとした。

< 「事業者向け」と「一般消費者向け」の整理方針 >

① サービスの用途又は質が異なり、かつ、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の区分可能性が高いもの

⇒ **統合分類レベルで区分**

② サービスの用途又は質は異なるが、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の区分可能性が低いもの

⇒ **SNA 推計上の必要性、政策ニーズ等を勘案して統合又は最下層レベルで区分**

③ サービスの用途及び質はほぼ同じだが、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の区分可能性が高いもの

⇒ **最下層分類レベルで区分**

④ サービスの用途及び質はほぼ同じであり、かつ、報告者における「事業者向け」と「一般消費者向け」の区分可能性が低いもの

⇒ **区分しない**

○ 知的財産関連生産物の扱い

CPCやCPAでは、知的財産に関連する生産物として、①知的財産の制作（請負）サービス、②知的財産の使用許諾サービス、③知的財産のオリジナル（契約や特定の買い手なしに、販売することも想定して自費で制作した知的財産生産物の原作）を区分して設定

⇒ 我が国の生産物分類においても、CPCやCPAと同様の考え方にに基づき分類を設定することができるか検討中

○ パッケージサービス

例えば、運輸業では、物流の直接的な輸送や保管サービスのみならず、物流のコンサルタントから実際の輸送システムの構築までを一貫して提供するサービスがある（3PL サービス）。

⇒ この場合、輸送、保管、コンサルティングの各サービスをそれぞれ区分して把握できればよいが、企業ヒアリングの結果、区分可能性が低いことが分かったので、このようなサービスについては、パッケージのサービスとして一つの生産物分類を策定

(3) 現状の分類案と今後の予定

現状の分類案において、一番詳細な分類とその統合分類と2階層設定している（更

なる上位階層は検討中。)。統合分類（仮称）は約 400 部門、最下層分類（仮称）は約 800 部門となっている。今後、分類案の全体調整を進め、本年度末までに最終案のとりまとめを予定。

図 2 分類案の設定例（飲食サービス業）

| 暫定分類コード | 分類名(案) | 定義・内容例示 |
|------------|----------------------|---|
| 7600960300 | 飲食サービス(給食サービスを除く) | |
| 7600960303 | 店舗内飲食サービス(給食サービスを除く) | 客の注文に応じて、各種の料理品を店舗内で調理・提供するサービスをいう。 ○レストラン、大衆食堂、専門料理店、居酒屋、社員食堂(給食サービスを除く)、ホテルのルームサービス |
| 7600960306 | 持ち帰り飲食サービス | 客の注文に応じて、各種の料理品を店舗内(車両等を含む)で調理し、持ち帰る状態で販売するサービスをいう。 ○持ち帰り弁当、移動販売(調理を行うもの) |
| 7600960309 | 配達飲食サービス(給食サービスを除く) | 客の注文に応じて、各種の料理品を店舗内で調理し、客の求める場所に配達するサービスをいう。 ○宅配ピザ屋、仕出し料理、配達サービス(給食サービスを除く)、ケータリングサービス ×ホテルのルームサービス |
| 7600160600 | 給食サービス | |
| 7600160603 | 学校向け給食サービス | 学校との契約に基づき、学校給食を調理し、提供するサービスをいう。 ○学校給食サービス |
| 7600160606 | 医療・福祉施設向け給食サービス | 医療・福祉施設との契約に基づき、患者、施設入居者など特定の者が飲食する料理品を調理し、提供するサービスをいう。 ○病院食サービス、施設給食サービス |
| 7600160699 | その他の給食サービス | 学校及び医療・福祉施設以外の事業者との契約に基づき、各種の料理品を調理し、提供するサービスをいう。 ○機内食の調理・配達、セントラルキッチン、従業員向け給食サービス |

(注) 1 現時点の分類設定案であり、今後の全体調整の過程で修正される可能性がある。

2 網掛けは統合分類、白抜きは最下層分類を示す。分類コードは作業用の暫定コードである。

(4) 各統計への適用

本年度末までに策定するサービス分野の生産物分類については、報告者における回答可能性に留意しているものの、実際の統計調査における調査の特性を加味したものではないため、適用に際しては、例えば、分野ごとに統合分類（仮称）と最下層分類（仮称）を併用するなど運用も想定している。

また、今回策定する生産物分類は、直ちに統計法に基づく統計基準とはせず、当面は、各府省庁等の了解のもと、総務省政策統括官（統計基準担当）決定とし、経済センサス-活動調査等のSUT作成に使用する主要な基礎統計において段階的に適用し、実際の統計調査への適用により明らかになった課題等については、次回改定時において見直しを行うこととする。